

令和5年度 高槻市社会福祉法人等指導監査実施方針

1 基本的な考え方

国が定める「社会福祉法人指導監査実施要綱」並びに「高槻市社会福祉法人等指導監査要綱」及び「高槻市社会福祉法人等指導監査要綱細則」に基づき、社会福祉法人の適正な運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保を図る。

本年度の指導監査の実施に当たっては感染症の感染防止対策を徹底すると共に、感染拡大期においては、指導監査の実施計画を変更する等、状況に応じて対応することとする。

なお、児童福祉施設に対する指導監査については、本実施方針には含まれず、「令和5年度 高槻市児童福祉施設等指導監査実施方針」に記載のとおりである。

2 指導監査の対象

- (1) 社会福祉法人
- (2) 老人福祉施設
- (3) 障がい者支援施設
- (4) 保護施設

社会福祉法人及び社会福祉施設に対する実地指導監査の実施の周期については、原則として「社会福祉法人指導監査実施要綱」及び「高槻市社会福祉法人等指導監査要綱細則」のとおりとする。なお、令和4年度以降の実地指導監査については、令和6年度までに、すべての法人及び施設に対する指導監査が一巡する前提で実施する。

3 指導監査の時期

おおむね令和5年10月から令和6年2月の間で実施する。

4 指導監査の実施方法について

(1) 実施形態

本年度実施する指導監査は、事前に集合監査を行った上で、原則、実地指導監査の手法により実施することとする。

ただし、必要が生じた場合は、随時指導監査、特別監査も実施できるものとする。

なお、障がい者支援施設の指導監査は、当該施設の実情にも配慮した上で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく実地指導と一体的に実施する。

(2) 指導内容の客観性の確保

実施にあたっては、本市の社会福祉法人等指導監査要綱、関係法令、「社会福祉

法人指導監査実施要綱」及び別紙「指導監査ガイドライン」をはじめとする国の通知等に基づくほか、施設監査においては、別途「指導監査基準」を策定及び公表し、これらに準拠した指導監査を実施することにより、指導内容の標準化を図り、公正性、公平性、不偏性を確保するものとする。

(3) 指導監査当日の留意事項

感染症等の対策のため、以下の事項に従って実施する。

- ア 本市職員が発熱、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳・咽頭痛などの体調不良の症状がみられる時は、指導監査の担当者とししない。
- イ 指導監査の担当者は、指導監査の実施に当たって、マスクの着用、手指消毒、咳エチケット等感染予防策を徹底することとする。
- ウ 市又は法人・施設が感染症等の対応のために必要があると認められる場合は、指導監査の日時を変更又は中止する。

(4) 利用者、家族等及び業者からの聴取の実施

事実確認を行う上で必要があると認められる場合は、利用者及び家族等からも事情聴取を実施する。

また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取も実施する。

(5) 指導監査結果の通知及び改善状況の確認

指導監査を実施した結果は、文書にて法人の代表者宛てに通知する。

実施結果において文書指摘事項とし、改善を求めたものについては、報告書や挙証資料の提出を求め改善状況を確認するほか、必要に応じて追加資料等の提出や法人の代表者、施設長等からの説明を求めること等により、改善・是正措置の徹底を図るとともに、継続して是正又は改善を必要とする重要な事項については、随時指導監査を実施し、改善を促すものとする。

(6) 指導監査結果等の公表

提供される福祉サービスの質の向上、市民の福祉サービスの選択に資すること及び健全な運営を促すことを目的に、社会福祉法人の概要や、実施した指導監査における文書指摘事項及びその改善状況を公表する。

(7) 懸案事項を抱える法人及び施設に対する指導監査の実施

運営全般について重大な指導（指摘）を行った法人及び施設については、問題の早期解決と適正な法人運営及び事業経営を確保するために、継続的かつ重点的な実地指導監査を実施する。

(8) 新設の施設に対する初期指導の実施

新設の施設に対しては、安定かつ適正な施設運営を確保することに主眼を置き、施設開所後の2年度間の監査実施期間を初期指導監査期間とし、できる限り早期に業務指導を中心とした指導監査を実施し、必要があると認められる場合は継続的に指導する。

なお、指導監査結果を公表するにあたって、初期指導監査期間にある施設については、安定運営に至るまでの指導期間であることを踏まえ、対象としない。

(9) 随時指導監査の実施

利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等により法人又は施設等に問題が生じるおそれがあると認められる場合、実地指導監査の結果において特定の項目のみ指摘件数が多い法人若しくは施設については、随時その状況に応じて、必要な事項について実施する。

(10) 特別監査の実施

運営等に重大な問題を有する法人又は施設については、一般監査のほか、特別監査を随時実施する。その実施に当たっては、「社会福祉法人指導監査実施要綱」、別紙、「指導監査ガイドライン」及び「指導監査基準」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

5 指導監査における主な確認事項について

(1) 法人及び施設等の運営の適正化の推進

ア 法人の運営管理体制の確立

- (ア) 定款変更の状況
- (イ) 評議員、理事及び監事の選任と構成
- (ウ) 評議員会及び理事会の適切な開催、要審議事項の審議
- (エ) 監事監査の適正執行と理事会への報告
- (オ) 監事の理事会への出席
- (カ) 評議員、理事及び監事の報酬の支給状況（報酬等の支給基準及び公表）
- (キ) 社会福祉充実計画に定める事業の実施状況

イ 資産管理の適正化

基本財産・その他財産等の区分及び管理

ウ 会計管理の適正化

- (ア) 社会福祉法人会計基準・経理規程に基づく会計経理
- (イ) 内部牽制体制の確立
- (ウ) 当期末支払資金残高（繰越金）、積立金（引当金）の適正な処理
- (エ) 債権・債務の管理（不適切な債務の解消）
- (オ) 契約及び寄附金等の取扱い

- (カ) 措置費等の適正な運用及び会計処理
- エ 法令に定める情報の公表
- オ 施設の運営管理体制の確立
 - (ア) 人事管理の適正運用（労働時間、休憩、夜勤、宿日直、職員健康診断、ハラスメント対策）
 - (イ) 職員研修等資質向上の取組
 - (ウ) 「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理
 - (エ) 感染症及び食中毒対策の確立
 - (オ) 就業規則、給与規程等の諸規程類の整備
 - (カ) 個人情報の適正な取扱いの確保
- オ 安全確保対策の充実強化
 - (ア) 避難、消火訓練の実施及び非常時における協力体制の確保
 - (イ) 消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備
 - (ウ) 非常災害に対する具体的な計画の策定

(2) 適切な利用者支援の確保

- ア 利用者の意向、希望の尊重と良好な生活環境の確保
- イ 利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保
 - (ア) 個別支援計画の策定
 - (イ) ケース記録等の整備・ケース会議の実施
 - (ウ) 安全・適切な食事提供の確保
 - (エ) 入浴、排泄等支援
 - (オ) じょくそう予防、リハビリテーション
 - (カ) 健康管理、保健・医療の確保
 - (キ) 相談体制、家族との連携
 - (ク) 関係機関との連携
 - (ケ) 苦情解決、福祉サービス向上への対応
- ウ 身体拘束及び虐待の防止に関する取組
- エ 自立、自活等への支援
- オ 事故防止の取組及び事故発生時の適切な対応